

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、山形県教育委員会教育長から、令和5年2月14日に公表した監査の結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。

令和5年6月13日

山形県監査委員 奥 山 誠 治
山形県監査委員 高 橋 啓 介
山形県監査委員 松 田 義 彦
山形県監査委員 海 老 名 信 乃

監査対象機関	指 摘 事 項	措 置 の 内 容
新庄神室産業 高等学校	前年度会計の監査において指摘、注意又はそれら以外の指導をした事項について、措置又は改善を行っていないもの	校長のマネジメントの下、旅費の支払遅延の主な原因である復命事務について、復命書の作成が省略可能なものを再確認するなどの効率化を図るほか、財務会計システムを活用することによりスケジュール管理を徹底し、教頭と事務室職員が旅費の執行状況を共有して速やかな復命書の提出を促す。 また、旅費の支払については、月に2回定期的に行う。
米沢商業高等 学校	支出事務が適切でないもの	業務総括者は、担当者が行う申請書の審査等の事務の進捗状況を把握し、必要に応じ指導・助言を行うほか、申請者からの必要書類の提出が遅れている場合等は、担当者以外の職員も協力して催促する。 また、支払については、要件を満たした申請者から速やかに行う。